

第5分科会

問題提起

賃金と社会保障から持続可能な社会を考える

新型コロナウイルス感染症の流行によって、格差や貧困の実態が改めて浮き彫りになりました。感染症法の位置づけでは5類に引き下げられましたが、失業や廃業に追い込まれるなど、コロナ禍による影響は大きく今なお抜け出すことができない人が多くいます。加えて物価の高騰、特に光熱費や食料品など生活必需品の価格の高騰は、特に低所得世帯の家計を直撃し、健康や命に影響しかねない状況になっています。今日ほど、賃金の引き上げや社会保障制度の拡充が求められていることはありません。

2023年（令和5年）度の最低賃金が、全国加重平均で1,000円を超えました。これは労働組合の運動の成果であり、賃上げの流れを非正規雇用の労働者や中小企業に波及させることが、経済の健全な発展に寄与します。しかし、最低賃金の引き上げは物価上昇には追いついておらず、まだ続く物価高騰には、さらなる運動が必要です。

厚生労働省が今年5月に発表した3月の毎月勤労統計調査によると、物価変動を考慮した1人当たりの実質賃金は前年同月から2.5%減ったということです。名目賃金に相当する現金給与総額は27か月連続のプラスですが、円安や原油高などを背景とする物価高騰に賃金上昇が追い付かない状況が2年以上に及び、家計悪化に歯止めがかかっていない状況です。

2008（平成20）年に発生したリーマンショックによる世界的な不景気下において生活保護受給者が激増しましたが、第2のセーフティーネットとして生活相談ができる窓口や生活費、住宅費を借りられる仕組みができました。しかしながら、2020（令和2）年に発生した新型コロナウイルス感染症の流行により、再び生活保護だけでなく、労働、医療、子育て、教育、住宅など社会保障制度の脆弱性が顕在化、可視化されました。

いまだに国民年金を満額もらったとしても生活保護が必要な状況に変わりなく、また、物価が上昇する中においても生活保護費は上がらず、生活保護利用者もやりくりの限界を迎え苦しめられています。

健康で文化的な生活、普通の暮らしとは何でしょうか。

最低賃金法には「最低賃金は労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする」とありますが、生活保護制度は健康で文化的な最低生活を保障できているのでしょうか。

その答えは、生活保護基準引き下げ違憲訴訟（※）において、名古屋高裁にて昨年11月に原告側の勝訴判決となりましたが、裁判の中で一定明らかにされました。

生活保護基準は、個人住民税の非課税基準や国民健康保険料等の減免基準、賃金、社会保障給付水準等の様々な制度で、制度上ないし事実上連動しており、その引き下げは生活保護利用者だけではなく、国民全体の生活水準等にも影響を及ぼす国民全体の問題であり、生活保護基準も最低賃金も合わせてあげていく必要があります。

皆さんから日頃、職場や活動において不満に思っていることや感じている制度の疑問や課題、取り組みなど、ご意見をいただきながら会場全体で情報を共有し、各団体における活動や公務労働者の職場それぞれにおいて、これまでの運動や職務の重要性を再確認し、明日からの活力にしていだける分科会になればと思います。

※生活保護基準引き下げ違憲訴訟

国が生活保護基準額を大幅に引き下げた行政処分に対して、生存権を保障した憲法第25条に違反するなどとして取り消しを求め、2014年以降に各地で相次いで始まり、通称「いのちのとりで裁判」と呼ばれ、29地域31件で1026名が提訴しています。

特に昨年11月に名古屋高裁で出た原告側の逆転勝訴判決は処分取り消しだけでなく、国家賠償責任まで認定されました。

問題となっている行政処分は、国が2013年から段階的に実施した生活扶助基準の大幅な引き下げです。

社会保障審議会生活扶助基準部会は、当初、単身世帯を引上げ、多人数世帯を引き下げるという「ゆがみ調整」を行うよう報告していました。

しかし厚生労働省は、この「ゆがみ調整」に加えて、物価動向を勘案して全体を平均6.7%引き下げる「デフレ調整」を行いました。さらに「ゆがみ調整」の幅を1/2にしたため、上がるはずだった世帯も、「デフレ調整」のためマイナスになってしまいました。

裁判の中で、厚生労働省が、「ゆがみ調整」の上げ幅を1/2にしたことや、デフレ調整の下げ幅を、通常使っていない物価指数の計算方法を用いて大きくしたことは、公表されず、専門家による基準部会にも図られていないことが明らかになり、断罪されました。

名古屋高裁判決では、憲法25条にふれ、「健康で文化

的な最低限度の生活」の具体的内容は、「人が3度の食事ができているというだけでは、当面は飢餓や命の危険がなく、生命が維持できているというにすぎず、到底健康で文化的な最低限度の生活であるといえないし、健康であるためには、基本的な栄養バランスのとれるような食事を行うことが可能であることが必要であり、文化的といえるためには、孤立せずに親族間や地域において対人関係を持ったり、当然ながら贅沢は許されないとして

も、自分なりに何らかの楽しみとなることを行うことなどが可能であることが必要であったといえる」としました。

これに先立つ名古屋地裁は、原告の中に1日3食食べている人が6～7割以上いることや、冷蔵庫・炊飯器などをもつ人が多いことなどを指摘して、健康で文化的な生活を下回っているとまではいえないとした判決でした。